

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20250130	広島交通株式会社(法人番号7240001009175) 代表者手島忠幸	広島県広島市西区三篠町3丁目14番17号	勝木営業所	広島県広島市安佐北区亀山9丁目12番地30号	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	道路運送法第27条第3項	令和6年4月25日及び同年6月20日、重傷事故を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)業務記録の記録事項義務違反(運輸規則第25条第1項、第4項)、(4)乗務員等台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)、(5)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(運輸規則第38条第1項)	1	1